

【案】

「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（提案名）」
の事業化に向けた詳細協議に関する協定書

明石市（以下「市」という。）と□□□□□（以下「交渉権者」という。）は、「明石市民間提案制度」における資格審査及び提案審査の結果、採用（条件付採用含む。）となった提案「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（提案名）」（以下「本件」という。）について、事業化に向けた詳細協議を開始するにあたって、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 市及び交渉権者は、本件の事業化に向けてそれぞれが信義に則り事業実施にむけた諸条件等、詳細協議を誠実に行うものとする。

（協定の期間）

第2条 協定期間は、協定締結日から翌年度末までとする。ただし、本件の事業化に向けて、更に期間が必要と認められる場合は、市と交渉権者の協議のうえ、協定期間を延長できるものとする。

（市の役割）

第3条 市は、本件の検討・協議のための事務局兼連絡窓口を設置する。

2 市は、本件の事業化に向けて必要な調査・検討・庁内調整を行う。

（交渉権者の役割）

第4条 交渉権者は、市と連絡調整の窓口を設置する。

2 グループ提案の場合は、原則代表事業者がグループ内の構成員との情報共有を行う。

3 交渉権者は、本件の事業化に向けて必要な調査・検討を行う。

4 交渉権者は、グループ内の構成員に追加・変更等が生じる場合は速やかに市に連絡し、協議を行うものとする。

（費用の負担）

第5条 事業化に向けた協議にかかる費用のうち、市に生じた費用は市が、交渉権者に生じた費用は交渉権者がそれぞれ負担する。

（秘密の保持）

第6条 市及び交渉権者は、本件の協議に際し、知り得た秘密について、第三

【案】

者に漏らしてはならない。

2 前項の規定による秘密の保持は、協定の期間が終了した後も同様とする。

(権利義務の譲渡等の制限)

第7条 交渉権者は、この協定により生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは継承させてはならない。ただし、あらかじめ市の承認を受けた場合は、この限りではない。

(協議の方法)

第8条 協議は、原則として交渉権者が行った提案の範囲内で行うものとする。ただし、協定の中で生じた内容変更を妨げるものではない。

(協定の解除)

第9条 市は、交渉権者が次の各号のいずれかに該当するときは、本協定を強制的に解除し、事業化に向けた協議を終了することができる。

- (1) 交渉権者が「明石市民間提案制度運用指針」及び「明石市民間提案制度募集要項」に規定する参加要件を満たさなくなったとき。
- (2) 第2条の期間内であっても、交渉権者が市からの事業化のための詳細協議への参加要請に応じず、本協定の目的を達成できないと市が認めたとき。

(協議不調の場合の処理)

第10条 事由のいかんを問わず、詳細協議の結果、市及び交渉権者の双方が合意に至らず事業化にかかる具体的な実施内容や時期等が定まらなかった場合、本協定は解除されるものとする。その場合の市及び交渉権者が協議に要した費用及びリスク等は各自の負担とし、市及び交渉権者は、相互に債権債務関係の生じないことを確認するものとする。

(事業化の条件)

第11条 市と交渉権者の詳細協議が成立した場合においても、事業化にかかる予算案や契約案が明石市議会で否決された場合や、社会情勢の急変等の事由が生じた場合には、事業化しないものとする。ただし、その事由が解消したときは、交渉権者と協議のうえ、再度事業化を図るものとする。

(その他)

第12条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、市と交渉権者の協

【案】

議により定めるものとする。

この協定の締結の証として本書2通を作成し、市と交渉権者が各自1通を保有する。

令和 年 月 日

明石市
明石市長 丸谷 聡子 印

交渉権者
所在地
名 称
代表者 印